

2015 年度
体育史学会 第 4 回学会大会
プログラム・発表抄録集

会 場：ホルトホール大分

〒870-0839 大分県大分市金池南一丁目5番1号

期 日：2015 年 5 月 16 日（土）～17 日（日）

2015 年度 体育史学会 第 4 回学会大会

開催要項

期 日:2015 年 5 月 16 日(土)及び 17 日(日)

会 場:ホルトホール大分 (〒870-0839 大分県大分市金池南一丁目5番1号)

JR 大分駅:上野の森口より徒歩約 2～5 分

■陸路:

JR 博多駅より JR 日豊本線(小倉方面)「特急ソニック」に乗車(約 120 分)し, JR 大分駅で下車。会場まで徒歩約 2 分。※博多から小倉を経由し, 大分に向けて南下します。

JR 小倉駅より JR 日豊本線(大分方面)「特急ソニック」に乗車(約 80 分)し, JR 大分駅で下車。会場まで徒歩約 2 分。

■空路:

大分空港より 空港連絡バス(大分駅前行)に乗車(約 60 分)し, JR 大分駅で下車。会場まで徒歩約 5 分。

ホルトホール大分 交通案内: <http://www.horutohall-oita.jp/access/>

参加費:会員 1,000 円(非会員 2,000 円)

概 要:

第 1 日目:5 月 16 日(土)

14:00～17:30 一般研究発表, 研究セミナー(終了後 懇親会)

第 2 日目:5 月 17 日(日)

9:00～11:30 一般研究発表, 11:30～12:30 総会

※ 一般発表は, 発表時間 20 分質疑 10 分, 計 30 分

【懇親会会場】

会場:アリストンホテル大分(〒870-0034 大分県大分市都町 2-1-7)

ホルトホール大分より徒歩約 10 分(JR 大分駅より徒歩約 7 分)

(<http://www.ariston.jp>)

会費:非学生 5,000 円、学生 2,500～3,000 円を予定

2015 年度 体育史学会 第 4 回大会 日 程

第 1 日 5 月 16 日（土）一般研究発表、研究方法セミナー及び懇親会

受付 13:30 より 開会 14:00

時間	演題・発表者・座長
14:05～ 14:35	Thomas D. Wood のコロンビア大学ティーチャーズ・カレッジ在職期間 (1901-1932)における授業担当科目 —同カレッジにおける衛生(保健)・体育に関する開設科目とスタッフの推移— 発表者:中牟田 佳奈(福岡教育大学大学院) 座 長:秋元 忍(神戸大学)
14:35～ 15:05	アジア・太平洋戦争最末期(1945.3～8)の学校体育政策に関する一考察 発表者:崎田 嘉寛(広島国際大学) 座 長:秋元 忍(神戸大学)
休憩 10 分	
15:15～ 15:45	戦後における在日コリアンのスポーツ活動 —在日朝鮮蹴球団(1961-1999)を通して— 発表者:咸 章鉉(筑波大学大学院)・李 燦雨(筑波大学) 座 長:寶學 淳郎(金沢大学)
15:45～ 16:15	連合 4 カ国占領下ウィーンにおけるイギリス軍のサッカー —1945 年を中心に— 発表者:鈴木 明哲(東京学芸大学) 座 長:寶學 淳郎(金沢大学)
休憩 10 分	
16:30～ 17:30	<研究方法セミナー> 私の陸軍戸山学校研究:これまでとこれから 木下 秀明(体育史学会会員) 司会:大久保 英哲(金沢星稷大学)
(終了後 懇親会)	

第2日 5月17日（日）一般研究発表及び総会

時間	演題・発表者・座長
9:00～ 9:30	嘉納柔道修行と修養 －嘉納柔道思想の形成における中国思想・仏教・西洋思想－ 発表者：高平 健司（筑波大学大学院） 座 長：鈴木 明哲（東京学芸大学）
9:30～ 10:00	千葉県市原市戸田小学校体育資料室所蔵史料の史料価値の検討 発表者：岡村 拓（筑波大学大学院）・李 燦雨（筑波大学） 座 長：鈴木 明哲（東京学芸大学）
休憩 10 分	
10:10～ 10:40	1936 年以降の体操科における「技術」習得と人格陶冶 －篠崎謙次の論考を手がかりとして－ 発表者：藤川 和俊（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科） 座 長：新井 博（びわこ成蹊スポーツ大学）
10:40～ 11:10	1972 年第 11 回オリンピック冬季競技大会の立候補都市バンフ（カナダ） における競技場の建設と自然保護をめぐる議論 ・IOC と CODA および COA との往復書簡の検討を中心に・ 発表者：石塚 創也（中京大学大学院）・來田享子（中京大学） 座 長：新井 博（びわこ成蹊スポーツ大学）
11:30～ 12:30	総 会

会場責任者：田端 真弓会員（大分大学）

私の陸軍戸山学校史研究：これ迄とこれから

木下秀明（体育史学会会員）

I. なぜ戸山学校を研究課題としたのか

40 年程前の 1976（昭和 51）年度軍事史学会予稿集に「軍隊体育史研究の視点」と題して「体育運動の多くは軍事に関係があり、また、学校体操には軍事予備教育的色彩が濃厚である。しかし、体育史は、学校と競技界に力点を置き、軍事史的観点を欠く。また、軍隊教育では、その基本に体操を据え、体操専門の教育研究機関（戸山学校）を有し、第一次大戦後にはスポーツにも注目した。したがって、体育史にとって、戸山学校を中心に据えた軍隊体育の研究は不可欠である」と記した。

これを思い出せずに書いたのが以下で、論述はかなり進化していると思う。

近代国家は、年少時に義務教育を受けた男子が成人に達すると兵役を課した。国民皆学（学校）と国民皆兵（軍隊）とは、近代国家にとって車の両輪であった。

学校も軍隊も、教育ないし訓練の一部に体操を位置づけた。

したがって、近代体育史研究では、学校のみならず軍隊の体操にも目配りしなければならない。しかし、外国でも同じだろうが、少なくとも日本の場合、往時の体育史家には、この視点が欠けていた。

文明開化に始まる近代日本にとって、西洋の技芸である体操は全く未知の領域であったから、学校も軍隊も体操の導入に苦勞し、一応の定着までに時間を要した。

文部省は、学校に「体操科」を位置づけ、保健的な普通体操（軽体操）と軍事的な兵式体操（隊列運動と器械体操）を教材の二本柱とした。また、学校体操現場を担う教員は師範学校卒が原則であったが、師範学校は量より質を重視したから、量の不足を解消するため、変則の検定制度に期待した。その受験者には軍隊体操経験済みの下士官出身者が多かったから、学校体操は、教材も教員も軍隊体操と無関係ではなかった。

海軍がイギリス式に統一したのに対し、陸軍は、体操をも含む教育訓練をフランス式に統一する方針で、フランスから軍事顧問団を招聘した。そして、軍隊現場を担う新しい幹部（士官と下士官）養成機関として設立した士官学校と教導団の教育をフランス軍人に期待した。

ところが、陸軍創設当初の軍隊現場の幹部は、幕末に各藩が拙速裡に独自に採用した洋式軍隊の経験者である士族であった。これを知った顧問団は、フランス式に統一するためには、現場幹部を再教育する機関の設置が急務であると建言した。そこで、陸軍が直ちに設置したのが、戸山学校の前身である兵学寮戸山出張所である。

1873 年開設時の戸山学校は、全国の歩兵隊から幹部を選抜召集して教育訓練全般を本格的に教育した。軍隊現場の教育訓練の全国的斉一進歩を、帰隊後の彼等による伝達等の波及効果に期待したのである。

しかし、一人の人間が各種の教育内容をすべて習得するのは難事である。そこで、間もなく 1886 年に戸山学校は戦術（士官のみ）、射撃、体操・剣術ごとの専科別研修機関に改組され、同時にそれぞれの研究機関としても機能するようになった。

さらに日露戦争後の 1912 年には新設の歩兵学校に戦術と（部隊）射撃の二科を移管して、戸山学校を個人技である体操と剣術だけの研修兼研究機関と位置づけた。

以後、戸山学校は、軍隊体操の核として陸軍解体まで機能することになる。

また、戸山学校は、1913年の最初の学校体操教授要目制定の伏線となる学校体操統一問題では陸軍の窓口となり、1920年代には青年訓練や明治神宮競技／体育大会などで、民間の体育・競技活動にも関係するようになる。

したがって、戸山学校は、学校体操と対をなす軍隊体操の中心的機関として、また、学校体操にも民間体育にも関係ある機関として、近代日本体育史から欠かすことは出来ないと考える。

II. これ迄

1967年に『スポーツの近代日本史』（1970年）の執筆に必要な『偕行社記事』所収の高田スキー師団報告書を調査していて、同誌も含めて軍隊体育関係史料が大量に存在することを識った。また、戸山学校関係者とも連絡が取れ出した。以後、サイドワークではあったが、オーラルヒストリーの史料とされる関係者からの聴き取り（メモ、テープ）や回顧の書簡類も含む収集史料は、整理途中の状態であるに至る。

もちろん、常に組織と教育の制度、教育の内容と規模、研究活動、人事、学生、事業等の全体像を意識しての史料収集だったから、解明可能な課題の史料が出揃うと発表につながった。

これ迄の軍隊体育・戸山学校史に関する発表は、『偕行社記事』マイクロフィルム版(1990～1992)の基となった同誌所在目録2編(1977)の他、1975年執筆の戸山学校における高石垣武装跳び下り伝説の考証を最初に、研究論文4編、解説論文3編、口頭発表6題を数える。

しかし、完結と言えるのは、1939年の体力章検定につながる1924年以来の戸山学校における運動能力検査研究の解明と、この高石垣跳下伝説の2編だけである。

会場では、「これ迄」の研究を反芻する意味で、発表してきた課題の選定理由と解明の程度について回顧してみたい。

III. これから

かつては、入手済の原物やコピー、抜き書きしたカード類を見ながら、課題に応じて要点を紙片にメモした。そして、この紙片を論旨の構成と説明順序とを意識して試行錯誤的に並べ直して、これを見ながら納得できるまで独り言を繰り返してから執筆してきた。

しかし、今はパソコンで論文を作成する時代であるから、私もエクセルを使って史資料を年表形式に整理し直している。

この入力作業で膨らんでいく年表は、作業しながら通覧もできるから、入力作業の進捗とともに全体像らしきものも見えて来るし、課題にも気がつく。必然的に補充すべき史料も浮かんでくるから、途中で必要な史資料調査を挟まざるを得なくなる。

当面、必要な調査は、データベース化されている新聞から未見記事を収集することである。

この作業を繰り返していると、全体像も課題もより鮮明になってくる。

確かに、パソコンは便利である。しかし、機械的制約が多くて臨機応変という訳にはいかない。単純な課題はともかく、複雑な課題の場合は、想定外への対応を考えれば、論旨の組み立てを念頭に置いたメモ書き紙片を用いるのが効率的であると確信している。

また、関係者多数のため面接に代えて実施した質問紙調査から読み取れる結果などには、年表形式では対応しきれないものが出て来る。これについては、何例かの事例に直面してから適切な別形式を考えることになるだろう。

会場では、「これから」の研究を考える意味で、現段階での史資料年表から描いた戸山学校・軍隊体育の全体像と課題とを、抜萃した史資料年表から俯瞰してみたい。

Thomas D. Wood のコロンビア大学ティーチャーズ・カレッジ
在職期間（1901-1932）における授業担当科目
—同カレッジにおける衛生（保健）・体育に関する開設科目とスタッフの推移—

中 牟 田 佳 奈（福岡教育大学大学院）

1. はじめに

本研究は、コロンビア大学資料（年次「大学・学部概要、授業科目一覧」等）を手掛かりにして、Thomas Denison Wood(1865-1951)のコロンビア大学ティーチャーズ・カレッジ在職時(1901-1932)における授業担当科目とその時代的推移、及び主要科目の概要について、同カレッジの衛生（保健）・体育に関する開設科目の全体を見据えて明らかにすることを目的とする。Wood は、1901 年から 27 年にかけては、コロンビア大学ティーチャーズ・カレッジにおいて体育の教授 (Professor of Physical Training) として教壇に立った。また、健康教育の教授 (Professor of Health Education) として 1927 年から 31 年まで勤務した後、32 年以降は名誉教授としてコロンビア大学に籍を置いた。コロンビア大学資料には 1901 年から 1932 年において行なわれていた授業科目と主要科目の開講期・単位数・授業形態（講義・演習・実習等）・曜日時限・教室等が記載されている。本研究においては、体育部門及び保健部門の授業科目における Wood の役割や彼が担当していた授業科目、さらに J. F. Williams など他の教員の授業担当科目についても言及しようとする。

2. Wood の着任とティーチャーズ・カレッジの状況

(1) アメリカの教員養成とコロンビア大学ティーチャーズ・カレッジの位置

コロンビア大学自体は、1754 年の創立であるが、教員養成機能を有する独自の管理機構が 1887 年に設置されたことでティーチャーズ・カレッジの前身とみなされた。1900 年までのアメリカの教員養成は、学問領域として大学でのアカデミックな研究の深化も求められ、中等教育を担う教員養成と学問領域の深化が課題となっていた。当時の教員養成は小学校教師の養成を各ノーマル・スクールが担当していたが、大学での学問研究の発展に伴い、中等学校教師を養成する機能を保持しつつ、教員養成と大学院の機能も拡充しつつあったのが教員養成を担うカレッジの現状であった。1900 年には、ティーチャーズ・カレッジの各部門が編成され、体育の部門 (Department of physical Education) も設置される。その際、体育担当教授として、専門科学内容の充実によって、初等・中等教育教員養成に応えようとするカレッジの組織づくりを任されたのが Wood であり、1901 年にスタンフォード大学から転入し、同時にカレッジの大学医 (College Physician) の役割も担った。

(2) 体育担当教授としての Wood

Wood がコロンビア大学の体育授業に携わったのは 1902-1903 年の年度が最初であった。1902 年の冬季学期 (Winter Session) から早くも「学校衛生」(School Hygiene)、「体育の理論と実践」(Theory and Practice of Physical Education)、「体育実習」(Practicum in Physical Education)、「生理学・衛生学」(Physiology and Hygiene)、「応用解剖学・生理学」(Applied Anatomy and Physiology) の授業が Wood の担当によって開講されている。これらは 1901 年以前においては行なわれていなかった内容であり、Wood による衛生と体育に関する同カレッジの専門科目の嚆矢である。1905-1906 年からは「個人的衛生」(Personal Hygiene) の科目も加わる。1908-1909 年からは、「児童期・思春期の衛生」(Hygiene of Childhood and Adolescence) の授業も新規に開設された。このように Wood の着任当初は、体育部門の授業科目群の中に衛生に関する科目を取り入れていた。Wood の着任後に科目が増加し、その後の経過を辿っている。さらに、1910 年からは専門科目 (Major Subjects) として「体育指導」(The Teaching of Physical Education) に関わる 10 科目計 42 単位を大学卒業のための必修の専門科目とした。

(3) 健康教育担当教授としての Wood

その後、健康教育が部門として学科・科目一覧に体育とは独立して記載されるのは1923年度であり、その年から退職する1932年までWoodは健康教育部門に主として関わり、体育に関する授業は兼担となった。Woodは1927年からは、肩書きと学部内の部局としては体育の教授から健康教育の教授として学内の所属移籍がなされた。健康教育の内容は「健康教育の指導」(Teaching of Health Education)と「健康教育の管理」(Supervision of Health Education)の系統の専門科目群が設定されていたが、Woodの退職する1932年には計42科目にまで科目数が増加した(体育部門との重複を含む)。化学(事前履修)、体育、衛生、生物学、栄養学、教育学(必修)などの関連科目から成る衛生部門の履修方法が示されており、主要な授業科目や子どもの衛生に関する授業科目などは、Woodが主任教授として関わっていた。

3. コロンビア大学ティーチャーズ・カレッジの体育・健康教育のスタッフ

ティーチャーズ・カレッジの体育の担当スタッフはWoodが赴任する以前はMargaret S. Lawrence教授(スウェーデン体操担当)ほか2名(助手)の計3名であった。1901年にWoodが赴任した後、1902年以降Woodが主要な授業を担当していたものの、1904年には、Wood以外にLloyd, Bigelow, Watterson, McCastine(生理学・衛生[Physiology and Hygiene]担当), Fauver(体育史[History of Physical Education]担当), Meylan(人体測定診断・矯正運動[Anthropometry, and Diagnosis, and Corrective Exercises]担当), March(体操[Gymnastics]担当), Skarstrom(運動(生理)学・矯正運動[Kinesiology and Corrective Exercises]担当)などのスタッフが赴任し始め、退職直前の1931年度には体育部門スタッフの総数が24名にまで増えている。

Williamsは1912年から体育の教授として着任しWoodの退職後も体育の教授として役割を果たした。健康教育の担当教授に関しては、1923年度にWoodとBigelowの2名の教員が履修指導を担当していた。1931年度には健康教育の担当教員が16名に増加している。1928年度には、戦後の日本の保健体育にも影響を与えたC. H. McCloyが講師として1年間勤務し、体育部門における「体育における検査と測定」(Tests and measurements in physical education)の授業を1コマ担当している。WoodやWilliamsなど体育と健康教育の授業を兼任するスタッフもあり、それぞれの部門や科目に助手が割り当てられていた。

4. 総括:コロンビア大学ティーチャーズ・カレッジにおけるWoodの教育的貢献

Woodが赴任する以前の1900年から1902年にかけての体育授業はスウェーデン体操などの実技に関する授業のみの内容であった。しかし、Woodが体育に携わった1902年以降、その内容は一変し授業に衛生の内容が取り入れられ、体育に関する理論や実践に関する授業が数多く開設された。1910年度からは、Woodの担当する体育に関する主要科目が設定され、その中に衛生の内容も含まれている他、理論と実践を踏まえた内容が特徴的である。退職後はWilliamsがそれらの授業を継承した。Woodの主要な論説である1910年の「健康と教育」や著書の1927年の『新体育』の内容と、Woodの担当していた授業を照合して検討してみても、主たる研究業績の中でWoodが提唱していた衛生や健康教育と体育との近接領域としての関係性を、授業内容に反映させていた。学校衛生の授業科目の中にも体育の内容、遊戯やスポーツの実施に関する内容が講述されていたからである。それぞれの科目の内容は年次の推移をみると、具体的に変更がなされ、実技科目にはゲームやダンスが取り入れられたりしている。Woodの担当する健康教育の科目であっても体育の内容が含まれていた。これらのことから体育と衛生(健康教育)との位置づけの推移が窺える。

主要資料

Columbia University, Teachers College, School of Education, Announcement, New York City.
(1900-1932の各年次に刊行されている冊子を資料として利用)

Averitte Jr., G.W. (1953) A History of the Department of Health Education and Physical Education. Teachers College, Columbia University. Dissertation of Doctor of Education.

Burgess, W. C. (1959) The Life of Thomas Denison Wood, M.D. and his contributions to health education and physical education. Columbia University, Dissertation of Doctor of Education.

アジア・太平洋戦争最末期（1945.3～8）の学校体育政策に関する一考察

崎田 嘉寛（広島国際大学）

はじめに

アジア・太平洋戦争期を含む学校体育については、「戦時体育」および「ファシズム体育」、「軍国主義体育」という用語が使用されている。これらの用語が対象とする時間的起点は、研究方法等の違いにより一様ではないものの、終結点については1945（昭和20）年8月を「区切り」として指定している。しかしながら、敗戦に至るまでの1945年の学校体育政策については、日本体育通史研究や教育制度史研究の成果を通覧しても判然としない。たとえば、これまで最末期の学校体育政策として記述されてきた「国民闘力錬成要項」（1945.5）についても、作成主体や時期について推察の域をでていない点がある。また、敗戦直後に廃止が通達された教練・体錬・特技訓練（8.25、発動20号）のほとんどの内容が明らかにされていない。

そこで、本研究の目的は、アジア・太平洋戦争最末期（1945.3～8）の学校体育政策を明らかにすることである。すなわち、日本体育通史（制度史）の空白期の解明を主たる課題とする。使用する主資料は、竹之下休蔵文庫所収の「昭和二十年度通牒・新聞発表綴」（高田）等である。なお、引用・参考文献・資料は、紙幅の都合上、発表当日に提示する。

1. アジア・太平洋戦争期における学校体育行政の概観

アジア・太平洋戦争期の学校体育行政については、新設の厚生省（1938.1.11）に社会体育に関する事項を移管し、文部省体育局（1941.1.8）を設置したことで、その機能の集約・強化が図られたことは周知の通りである。同局で特筆すべき事項としては、設置時に「学校ニ於ケル教練」を、そして1943年11月に「航空訓練等ノ特技訓練」を、官制の所掌事務に明記したことである。また、同局（課）の人員構成を見てみると、1939年末頃から陸軍関係者が配置されている。しかしながら、同局の体制を見てみると、1942年以降の行政簡素化の措置に伴って、学校体育行政機能は漸減している。そして、1945年7月10日に設置された学徒動員局に吸収される（訓練課、保健課）。

2. 「決戦教育措置要項」（1945.3）以降の学校体育政策

（1）「学徒体錬特別措置要綱」の制定と伝達

1945年3月に「学童疎開強化要綱」および「決戦教育措置要綱」が閣議決定され、1945年度の普通教育に関する大半の機能は停止・制限される。このような状況において立案されたのが、「学徒体錬特別措置要綱」（4.4、発体37号）および「学徒軍事教育特別措置要綱」（4.24、発体42号）である。まず、内容については、前者が白兵戦技（手榴弾投擲、銃剣術、剣道、柔道）と歩走に、後者が精神教育と内務、基礎的戦闘訓練、小戦訓練（女子は精神教育と躰、団体訓練、防毒と救急法）に主眼を置いている。なお、いずれも翌日付で新聞発表用の原稿が体育局訓練課によって作成されており、翌々日に新聞報道されている。次に、「学徒体錬特別措置要綱」については、普及徹底のための伝達錬成会が企図されている（4.23、発体43号）。錬成会は、同要綱における白兵戦技（剣道・柔道）の普及徹底と指導力強化を主旨とし、初等・中等学校（各県5名）、大学高等専門学校（各校1名以上）を対象として、20名の派遣・指導官（内文部省関係者6名）

が全国 17 会場で 2 日間にわたって実施する大規模なものであった。とりわけ注目すべきは実施予定日であり、5 月 10 日の東京会場を皮切りに、6 月 5 日の札幌会場までとなっている。ただし、この講習会が東京・秋田会場以外で実施されたかどうかは不明である。

（２）学校教練に関する措置

学校教練（配属将校制度）に関する先行研究によれば、1941 年以降の学校教練は陸軍の意向を強要され重要度を高めた反面、実際的には形骸化されつつあったことが指摘されている。一方、竹之下文庫所収の高田作成の記録には、体育局による学校教練時数の増加（1944.2）の制限や文部省による女子教練の実施（1944.4）への反対が記されている。また、1944 年以降の措置は、計画のみで事実上ほとんど実施できなかったことも示されている。このような状況の中、1945 年に関しては、各学校に配属されていた将校を軍管区司令官の定める教練地区に一括配置する（7.1、覚書）措置が講じられている。ただし、この措置は学校教練の事実上の縮小であり、現状に即した条文調整であったと推察される。

（３）学徒動員局設置（1945.7）以降の学校体育政策

学徒動員局の設置以降、敗戦までは約一ヶ月である。この間、「女子学徒薙刀及護身法実施要領」（8.7、発動 9 号、学徒動員局長）が作成されている。内容は、「薙刀」（斬突）、「護身法」（突蹴）を短期間に修得することが示されている。同要領が実際に発出されたかどうかは不明であるが、アジア・太平洋戦争期最後の学校体育政策であったと考えられる。なお、厚生省については「国民戦技体錬基本要綱」（7.14）が最後であると推定される。

3. 「国民闘力錬成要項」（1945.5）について

1987 年に塩谷宗雄『総合武術 格闘術 幻の遺稿』が上梓される。同書には 1945 年（7～8 月）に刊行予定であった『総合武術 格闘術』が復刻所収されている。そこには、次のように示されている。「（本書の）内容は既に軍に於て、格闘術の参考（1945.3）として、又文部省に於て学徒体錬特別措置要項（ママ、1945.4）として実施せられているものであり、更にこれを一層簡素にして、国民闘力錬成要項として、一般国民に普及しつつあるものである」（括弧内引用者）。この記述から、塩谷が創出した「格闘術」は、1945 年以降の各省の政策立案に部分的に反映されていたことがわかる。また、「国民闘力錬成要項」は、塩谷を中心に作成され、対象が一般国民（学生も含む）であったことを窺い知ることができる。つまり、ここまでの本研究内容も含めて勘案すれば、同要項は陸軍や厚生省の所管である対象と内容を含むものであったため、純然たる文部省の施策ではないと判断できよう。

4. まとめにかえて

本研究では、総力戦体制という政治条件下においては学校体育行政機能に大きな制約があったという視点を念頭に、アジア・太平洋戦争最末期の学校体育政策を、新出資料に基づいて一部ではあるが解明できたと考える。このことで、日本体育通史研究を補完し修正することが可能となる。また、学校教練の措置に関する内容は文部省と軍部の対立を、「国民闘力錬成要項」の解明は文部省と厚生省の二重行政を、描き出す好個な資料となりえよう。ただし、1945 年に実施された特技訓練に関する学校体育政策はほとんど未着手・未解明のままである。今後の課題としたい。

戦後における在日コリアンのスポーツ活動 —在日朝鮮蹴球団(1961-1999)を通して—

咸 章鉉（筑波大学大学院）・李 燦雨（筑波大学）

1. はじめに

日本の植民地支配の結果、朝鮮から日本に残留せざるを得なくなった朝鮮人とその子孫が在日コリアン(以下、在日)である。終戦・解放によって日本と朝鮮は戦争による直接的な侵略・支配を免れたが、その不具合な過去を置き去りにしたことで、在日は法的・社会的存在から日常の私生活まで両国からの侵略・支配を今なお受け続けている。

朝鮮の思想・風習・文化を引き継ぎながら日本の社会に根を下ろし、日本・韓国・北朝鮮の間を意識的・無意識的に行き来している在日は、日本・韓国・北朝鮮に共通して属しながら、どこからも歓迎されないマージナルマン（周辺人）の立場に追い込まれている。それゆえに、在日は朝鮮半島や日本の政治・経済・社会的な偏見と差別を受けながら、彼らに立ちはだかる壁を乗り越えるための組織と集団アイデンティティを形成してきた。

本研究では、戦後における在日コリアンの蹴球活動が在日朝鮮蹴球団の結成に繋がる経緯を明らかにし、その蹴球団の活動が在日社会に及ぼした影響について考える。

2. 在日朝鮮蹴球団の萌芽

戦後の在日の体育・スポーツ活動は、当時、設立が進められていた民族学校と民族団体を中心に行われた。学校の運動会と体育大会のような総合的な体育競技以外、単一種目としてはサッカーが最も多く行われた。1946年10月、兵庫県で13チームが参加し、戦後初めて行われたサッカー試合である「ギョンパ新朝鮮人サッカー大会」(金世炯、1988)を始めとして、同月に、在日本朝鮮人連盟兵庫県本部主催の「在日本朝鮮人サッカー大会」など、この時期にサッカー競技大会が日本各地で度々実施されるようになった。このような各地方で行われた試合は、多くの在日朝鮮人学生たちにサッカーと接する機会を増やし、各朝鮮学校のサッカー部の実力向上を促すことになった。

1946年に開校され、1954年に蹴球部が創部された東京朝鮮高級学校(以下、東京朝高)は、「都立校」として日本大会の出場が可能であった。東日本高校サッカー大会でベスト4に入ったり、全日本選手権大会の出場権をかけた東京都代表選抜大会の決勝戦で、東京朝高は青山学院に勝利し、優勝を果たしたり、第33回全日本高校選手権大会でベスト4に進出したりするなど、東京朝高は創部初年度から頭角を現した。

しかし、その活躍は「外国人ばかりのチームが代表として出場するのはおかしい」「朝鮮人高校の加盟をこのまま認めてゆくべきか」という議論を巻き起こし、翌年、1955年4月に開かれた都高校体育連盟サッカー部会で東京朝高除外が議決された。このように東京朝高は創部当初から部の存廃を揺るがす危機に直面し、その活動が制限され、正式な大会に参加は1994年まで禁止されていた。ところが、「在日朝鮮人学生中央体育大会」、「東京国体選抜チーム定期戦」、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）との試合、日本高校チームとの親善試合を行いながら、活動を続けてきた。

また、1957年6月、在日全朝鮮人選抜チームと日本人選抜チームとのサッカー試合をきっかけ

に、在日コリアンたちの団結は一層強化され、やがて東西の在日朝鮮人チーム同士の定期試合に発展され、この「在日本朝鮮人東西対抗蹴球試合」が在日朝鮮蹴球団結成の土台になったのである。

3. 在日朝鮮蹴球団の結成と活動

1961年8月25日、東京の朝鮮総聯会館で在日朝鮮蹴球団（以下、蹴球団）が結成された。蹴球団は創団初年度から7戦6勝1敗、1962年は23戦全勝、1963年は28戦26勝1分1敗という優秀な成果を収めた。このように日本の強豪チームに勝利したことは、在日たちの驚きと歓喜を呼び起こした。蹴球団の遠征は、単に一地方における日朝親善サッカー試合という意味だけではなく、日本全国各地で様々な困難を抱えながら生きている在日たちに対する応援と朝鮮民族の誇りの表れでもあった。

1964年以降、蹴球団の実業団制による選手の財政環境の改善、寮の整備による生活環境の改善など蹴球団に大きな変化が生じた。また、1964年東京オリンピック参加のため来日した北朝鮮サッカー選手団との出会いにより、蹴球団のプレースタイルが個人重視から組織重視へ変化していった。

1965年に始まった日本サッカーリーグ所属チームはチームの強化のため、当時、強豪チームであった在日朝鮮蹴球団と度々親善試合を行っていた。しかし、日本サッカー協会の規定により蹴球団は、日本サッカーリーグに参加することができなかったため、選手たちのモチベーションも次第に低下し、さらに、時代と世代の変化に伴い、祖国愛の衰退と在日の生活水準の向上により、蹴球団の人気は徐々に下がっていた。

また、日本のサッカー界は、リーグ戦の増加、天皇杯のオープン化、そしてトヨタカップやキリンカップのような大会の創設など1980年代から急速に発展を遂げ、在日朝鮮蹴球団との試合を望まないようになった。そこで、1993年のJリーグの開幕は、在日朝鮮蹴球団の実質的な消滅をもたらした。

4. おわりに

日本の統治下に始まった朝鮮の近代サッカーは、競技を通して朝鮮人に希望を与え、被支配国民としての苦痛を解消させるなど、スポーツの領域を超えた役割を果たしてきた。戦後、その役割は、偏見・差別に追い込まれた在日コリアンのサッカーに受け継がれた。在日コリアンに立ちほだかる政治・経済・社会の壁は、在日サッカーの実力と団結力向上に繋がり、東京朝高のような強豪蹴球団が誕生した。正式な試合に出場できないなどの危機にさらされながらも、在日朝鮮蹴球団は日本人チームの強化相手や在日同士の競技を通してその活動を続け、サッカーを通して在日社会を勇気づけた。当蹴球団は日本サッカーの底上げや、南北朝鮮の友好増進、日朝韓の交流の役割を担ってきたが、日本サッカーの発展や世代交代によってその機能が低迷していった。他の分野に比べ能力に応じて評価されるスポーツ界で際立つ在日の活躍は、彼らに立ちほだかる差別の厳しさを反証的に表しており、時には英雄時には異邦人とされる彼らの歩みは日韓に刻まれた近現代史の光と影を物語っている。

連合 4 カ国占領下ウィーンにおけるイギリス軍のサッカー -1945 年を中心に-

鈴木明哲（東京学芸大学）

○緒言

1938 年 3 月 13 日、オーストリア第一共和国はナチスドイツに併合（Anschluß）され、その国名は消滅し、オーストリア国民はドイツ軍としての第二次世界大戦参戦を余儀なくされた。1945 年 4 月 13 日、東部国境から進攻してきたソビエト軍によって首都ウィーンが解放され、オーストリアにとっての第二次世界大戦は終結し、同時にナチスドイツの呪縛からも解放された。そして 2 週間後の 4 月 27 日には旧社会民主党指導者、レンナー（K. Renner）を首班とする暫定政府が早くも誕生したが、この政府はソビエト連邦からの承認を受けていたに過ぎず、西側連合 3 カ国はソビエト連邦の傀儡政権（Marionettenregierung）と見なし承認を拒絶した。こうしてオーストリアは東西対立（Ost-West-Konflikt）をめぐる「抵当物件（Faustpfand）」となり、1945 年 6 月 9 日から 1955 年 5 月 15 日までの間、連合 4 ケ国によって分割統治されていた。やがてオーストリアは東西どちらの陣営にも属さない永世中立国家としての独立を宣言したことにより、分割統治に終止符を打った。

こうした複雑な政治的状况に加え、オーストリア国民の生活は困窮を極めていたが、第二次世界大戦終結直後のスポーツ状況は「空腹をものとしめないスポーツバカたちがいた」と記述されていることからわかるように、国民がスポーツを渴望していた様子がうかがえる。中でも戦後最初に再開されたスポーツはサッカーで、それは 1945 年 4 月 29 日の、ソビエト軍対ヘルホルト（Helfort）の 2 軍、ヘルホルトの 1 軍対ウィーン在住チェコ人チームの 2 試合であったとされている。先行研究も当時の人気スポーツ、サッカー、ボクシング、自転車、そして 1948 年のオリンピック・ロンドン大会参加過程などの例を引きながら、戦後オーストリアのスポーツ復興は国民の自然発生的熱意というエネルギーによって成し遂げられたことを実証している。

だが 1955 年までオーストリアが連合 4 カ国占領下にあったことを考えると、スポーツの復興にはオーストリア国民による自然発生的熱意に加えて、同時にそこには連合 4 カ国との相互交流も作用していたはずである。先行研究もサッカーを中心とした占領軍のスポーツについて若干記述している。例えば 1945 年 8 月、サッカーのオーストリア代表チームがハンガリーに遠征した際、ソビエト軍がトラックを貸与したこと、イギリス軍がシュタイアーマルク州で最初の自転車競技を開催したこと、イギリス軍兵士らがスキーを試したこと、7km のクロスカントリー競争を占領 4 カ国の全軍隊のスポーツ選手のために開催したことなどである。特に占領軍のサッカーに関しては、イギリス、フランス、ソビエトがゲームをしていたことも記述している。このあたりをもう少し掘り下げることで両者の相互交流という新たな史実を拾い集めることが可能となり、スポーツの復興に際して占領軍も関わっていたことが実証できる。

そこで本研究では連合 4 カ国占領下、オーストリアにおけるサッカーの復興が占領軍との相互交流からも影響を受けていた史実を提示することを目的とし、1945 年のウィーンにおける占領軍のサッカーについて明らかにする。特に本研究でイギリス軍のサッカーに注目する理由は以下のようである。第一に 1894 年にイギリス人の尽力によりウィーンに最初のサッカークラブが設立され、イギリスとの関わりがはじまっていること。第二に 1910 年代のオーストリアサッカーに

「最も影響を与えた指導者」が「アイルランド系イングランド人のジミー・ホーガン(J. Hogan)」であること。そして第三にホーガンの方式を引き継いだ「オーストリア・サッカーの偉大なパイオニアであるフーゴ・マイスル(H. Meisl)」によって、「1930年代はじめのヴァンダーチーム（驚異のチーム）」、「当時最強」と呼ばれたオーストリア代表チームがつくりあげられ、オーストリアサッカーは絶頂期にあり、ウィーンはヨーロッパサッカーの中心であったこと。つまりオーストリアサッカーの創世から繁栄まで、イギリスサッカーは強い影響を及ぼしており、第二次世界大戦直後におけるゼロからの再出発に際しても、イギリスサッカーへの憧憬や期待が大きく作用したと考えられる。

よって本研究の課題は、1) 1945 年に行われた占領軍によるサッカーの全試合を一覧し、2) その全試合の中からイギリス軍による試合を抽出し明らかにしながら、3)イギリス軍はどのような試合を展開し、ウィーンサッカーにいかなる影響を与えていたのかを実証、考察することである。

○史料

本研究で用いる史料はすべてドイツ語表記の新聞史料であり、非ナチ化（Entnazifizierung）政策の一環として占領軍が発刊していた占領新聞（Besatzungszeitung）と、戦後新しく発刊されたオーストリアの新聞の二つに大別される。

○発表の概要

緒言

1. 史料について
2. 1945 年のオーストリアにおける占領軍のサッカー
3. 1945 年のイギリス軍による試合の様子
4. 1945 年 10 月 23 日のクラゲンフルト駐留イギリス軍対ヴァッカー・ウィーン戦

結語

[参考文献]

- M. Marschik(1999): Vom Idealismus zur Identität. Der Beitrag des Sportes zum Nationsbewußtsein in Österreich 1945-1950.
- L. Stecewicz(1985): Trotz Hunger waren die Sportnarren da.: in Franz Daniman & Hugo Pepper (Hrsg.) Österreich im April '45. Die ersten Schritte der Zweiten Republik.
- L. Stecewicz(1996): Sport und Diktatur. Erinnerungen eines österreichischen Sportjournalisten 1934-1945.
- M. Rauchensteiner(1985): Der Sonderfall: Die Besatzungszeit in Österreich 1945 bis 1955.
- A. Wald, E. Staudinger, A. Scheucher und J. Scheipl(1999): Zeitbilder Geschichte und Sozialkunde 8. Vom Ende des Zweiten Weltkrieges bis heute.
- J. Wilson (2008): Inverting the pyramid. A history of football tactics.

嘉納柔道修行と修養 －嘉納柔道思想の形成における中国思想・仏教・西洋思想－

高平健司（筑波大学大学院）

武道は「技（事）」の修練を通して、その「心（理）」を求めていく修行（修養）であるとされ、「事理一致」を理想として、人格の完成がその目的であるとされている。

1882(明治15)年、嘉納治五郎は柔術を母体として「自然体」を基本とする柔道を創始し、講道館文化会創設時に、その理念として「精力善用・自他共栄」を掲げた。さらに、次のように述べている。「立つにも坐るにも静かに、戸の開閉も物を取るのも落ち着いてするようにありたい。食事の時なども箸、茶碗、フォーク、ナイフの音をさせたり、飯を掻きこみ吸物を吸る模様が下品であってはならぬ。(中略) 柔道の修行は自然それらの修養を助けるわけである。」このように嘉納の理想とした「自然体」を基本とした柔道修行の修養、つまり、最小限の力で相手を倒す利他行（善行）としての柔道修行の修養は日常生活としての修養（修行）と同じ「自利利他円満」な構造をとっていることになる。

そして、柔道修行や日常生活の修養（修行）とその実践による「意識の厳密なる統一」との関係は「本体」とその「作用」の関係であるが、これは仏教の「修行」と「悟り」や儒教の「修養」と「道」との関係に相当している。このことと関連して講道館は自他共栄について、仏教的に解釈して「仏家のいう「万物我と一体」の我なく他なき絶対の境地である。」として、また、儒教的にも解釈して「自他共栄という境地は、孔子が70歳となって「心」の欲する所に従えども矩を踰えず。」といった境地をさすものである。」として仏教的な解釈と儒教的な解釈を併記している。同様に嘉納も1928(昭和3)年、「仏教とかキリスト教とか、儒教といえば、おのおの異なったものとしか考えられぬが、それらを徳教という方面からみると、同一のことの異なった説き方と見ることが出来て、そこに一致点が見い出され、統一が出来てくるのである。」と述べている。このように、嘉納の理想とした「自然体」を基本とした柔道修行（修養）や日常生活としての修養（修行）による「意識の厳密なる統一」との関係は仏教的にも、儒教的にも解釈することができる。

そして、嘉納が在学した当時の東大の学生は原坦山の講義で、「真如」の概念を学び、フェノロサの講義でスペンサーの「第一原理」が説かれたが、それらを同時に学ぶことにより、相互の理解を増したであろうが、嘉納はそれに加え三島中洲から陽明学の「良知」の概念を学んだと推察される。つまり、嘉納はそれについて多元的に学んだと思われる。

そして、嘉納が自身の理想とした柔道修行の修養と日常生活としての修養（修行）が同じ構造であることに気が付いたと推察される明治中後期をターニングポイントとして、その思想形成過程を概観すると、その目的を体育・勝負・修心として、柔道原理を「柔の理」で説いていた第一期。そして、そのことに気が付き、柔道修行の修養により体得される「道」である「精力善用自他共栄」の形成に儒教心学（陽明学）をベースとした三宅雪嶺の「現象即実在論」の一種である「宇宙論（宇宙有機体説）」が応用された第二期。そして、さらに、その理念が講道館文化会創設時に、「精力善用・自他共栄」として掲げられ、自他共栄が（国際）道徳として理論展開していく第三期に区分されると考えられる。

そして、今回は第二期における三宅の「宇宙論」のベースなのである陽明学における「良知」の概念と嘉納柔道修行の修養における「道」である「精力善用自他共栄」との関係を中心に述べて

いきたい。嘉納は 1916(大正 16)年、「結局教育の力は欲求と道德とを一致せしむることができるのである。孔子が七十にして心の欲する所に従えども矩を踰えずというた。それは明らかに私の主張と一致しているのである。」また、「精力の最善活用は自己完成の要訣なり。」また、さらに「このおのれを完成することがそもそも修養の始まりである。」とも述べており、嘉納柔道修行と嘉納柔道修行の修養とはそれらを徳教という方面から見ると同一のことの異なった説き方と見ることができよう。つまり、「精力善用自他共栄」とは柔道修行の「悟り」とも、柔道修行の修養の「道」とも考えられよう。

そして、嘉納柔道修行の修養（「精力最善活用」の修養）により、①「(自己の) 欲求」が抑制されていくプロセスと②「道德性 (自他共栄)」が高まっていく人格的な変化のプロセスが同時並行的に進行すると考えられる。このことを①「己を完成し」②「世を捕益する」と述べたのだと考えられる。そして、修養により、「心」が超越的な「天=天理 (天の意志)」と一体化する時、「心即理」のテーゼが成立し、つまり、覚醒において把握された「実在 (「精力善用自他共栄」)」と「仮象(現象)「精力善用自他共栄」は等しいことになる。そして、宇宙大の「心」である「良知」=「精力善用自他共栄」が「人格的行為主体」として、「道」を体現することになり、(例えば、スリッパを無意識に真っ直ぐに揃えることができるようになる。) 人格は完成する。このことを陽明学では、「知行合一」と述べたのだと考えられる。つまり、嘉納が柔道に求めたのは柔道修行の修養（「精力の最善活用」の修養）による欲求と道德の一致による「道」の体現としての人格の完成ということであつたと考えられよう。

そして、さらに、「精力善用自他共栄」が仏教(密教)の理論で「止観」と読み換えられて、それが、「禅定 智慧」という形で「精力善用 自他共栄」として発表される。('止観'は'禅定+智慧'に相当している。) 二つに分かれて出てきたのはグローバルスタンダードが意識されてのことだろう。

そして、三宅の「現象即実在論」の一種である「宇宙論 (宇宙有機体説)」が嘉納柔道思想における①. 「精力善用説」: 精力善用は (1) 柔道技術に存する根本義であり、同時に (2) 世の各般の事柄をなす上の原理、さらに、②. 柔道の定義: 柔道という言葉は、(1) 攻撃防御の技術に存する根本原理であり、同時に (2) 世の各般の事柄をなす上での根本原理たる精神身体力を、最も有効に使用する道である。①・②においても、「(1) 即 (2)」の関係が成立している。

このように、嘉納柔道思想の形成過程においては中国思想、仏教、西洋思想などの影響が考えられるが、その直接の構成理論は儒教心学(陽明学)をベースとした三宅の「現象即実在論」の一種である「宇宙論 (宇宙有機体説)」であり、嘉納柔道修行の修養における「道」である「精力善用自他共栄」は陽明学における「良知」に相当していると考えられよう。

千葉県市原市戸田小学校体育資料室所蔵史料の史料価値の検討

岡村 拓（筑波大学大学院）・李 燦雨（筑波大学）

1. はじめに

筆者は戸田校¹での具体的な体育実践を把握するため、千葉県市原市立戸田小学校(以下、戸田小)での現地調査を行った(2014 年 3 月)。すると、戸田小に体育資料室が存在し、そこには戦前から戦後にかけての体育関係史料が所蔵されていることがわかった。本研究は 戸田小の体育資料室所蔵史料を検討し、戸田校の体操公開研究会を中心に戸田体育の実践内容を明らかにする。これによって、いわゆる一般的な公立校における学校体育実践の歴史を補完する。

2. 史料について

所蔵史料は「体操公開研究会紀要」、記念誌等の「雑誌類」、戦後の教科課程等が記された「カリキュラム」、体育全般に関する記事や戸田体育が報道されている部分を切り取った「新聞報道スクラップ」、体操公開研究会の写真が収められている「アルバム」に大別することができる。この中で最も多いのは体操公開研究会の紀要であり、戦前の紀要 9 冊、戦後の紀要 22 冊が確認できた(2014 年 3 月)。紀要に記載されている内容は年代によって異なるが、共通している内容は、講師名を記した「講師」と教材観、指導順序、指導態度等を記した「指導案」である。本研究では「指導案」に着目して戸田体育の実践を浮き彫りにする。

3. 戸田体育の起こり

1923 年の関東大震災によって戸田村の家屋は全壊・半壊が約 400 戸、戸田小は全壊した。さらに、第一次世界大戦後の不況は深刻であり、特に 1927 年の昭和金融恐慌は地方にまで影響を及ぼし、市原群下各町村を財政的な危機に陥れた²。この事態に際し、元戸田小校長根本親と元戸田村村長伊藤貞蔵は、「産業の開発振興と本村の更生を企図する村●と結んで活力を旺盛にして勤労を喜ぶ村民の育成」³を祈願し、東京錦華小学校教員兼三橋体育研究所所員であった多賀四朗を 1929 年に主席訓導として迎え、体育中心の学校経営を目指した。すなわち、戸田体育の起こりは大正後期から昭和初期にかけての農村疲弊問題解決の一策として体育が注目されたことに起因すると読み取れる。

4. 統体

「指導案」の教材には、「○○を中心とする統体」「○○を中心とする一聯」「○○を中心とする体育」と記されており、そのうちのほとんどに「○○を中心とする統体」が用いられている。○ ○には中心教材が示されている。指導順序のところには、中心教材以外に徒手体操や肋木や跳箱を使用した運動が示され、複数の運動が授業の中で展開されていたことがわかる。中心教材に比較的難易度の高い跳躍運動や転回運動を設定し、その周辺に複数の教材を相互的な関連を考慮して配置し、一連の流れとして統合した授業形態を戸田校では統体と呼んでいる⁴。統体という用語は 1934 年から 1972 年まで一貫して使用されており、戸田体育の現れであるとみられる。

5. 指導案に見られる軍国主義の一端

宮田の 1941 年の教材観には「時局下即応の実践人を念じて半歳」経ったことが書き出しで記されている。また、1942 年の紀要には「國防的精神を重視して本統体を構成」したことが記され、また、教材設定の目的として「戦時下即應の実践人の錬成を図る」ことがあげられている。さらに、1944 年の教材観の書き出しに、「健全強力な実践人の育成を念じて同行鍛錬」という文言が見受けられるなど、戦中における体育を通した実践人の育成が意識されていたことが窺える。1941 年に「実践人」という用語が用いられる前、宮田は『国民学校体錬科教授要目』(1942 年)の教授方針の中でも現れる実践力という用語を使用している。教材を通して獲得すべき観念や対象を示した教材観に 1941 年を起点として、「実践力」から「実践人」へと用語の変化が現れたことは、人を資源として捉える軍国主義的な要素と、獲得すべき「力」からそれを備えた「人」へと、より具体化された当時の緊迫した戦況への対応などが現れている。一方、このような教材観に対し、この時期に宮田が設定した中心教材は「臂立側轉跳(1936、1938、1942、1944)」などの跳躍転回系の体操であり変化が見られない。また 1944 年の「指導過程」には、「端正な姿勢となごやかな気分統合して意義深い一時間としたい」と記され、体錬科の授業であっても規律訓練一辺倒の指導ではなかったことが窺える。

6. おわりに

本研究では、主に体操公開研究会の紀要でみられた戸田体育の実践とその特徴を明らかにした。昭和初期に農村疲弊問題の一策として出発した戸田体育は、戦中において軍国主義的な要素が教材観に現れる一方、指導内容としては跳躍転回系の教材を中心とした体操が戦前から戦中・戦後にかけて一貫して行われるなど、戦時下の影響は大きく見られなかった。欧米伝来の体操が日本に定着していく過程として近代日本体育史において、国の体育関係の要目・要項・要領の度重なる変更の中、戸田校の体育は、時には異端視、時には評価・推奨されながらも、跳躍転回系を中心とした体操を一貫して実践してきたことが分かる。

¹ 本研究では戦前の戸田尋常高等小学校、戸田村国民学校、および戦後の戸田小学校、戸田中学校の総称として戸田校を用いる。

² 市原市教育委員会(1982)『市原市史 下巻』

³ 戸田尋常高等小学校(1939)『体育断想』,宮田淳「私どもの体操」

⁴ 戸田尋常高等小学校(1939)『体育断想』,池田豊吾「体操科指導案立案に就いて」

1936 年以降の体操科における「技術」習得と人格陶冶 — 篠崎謙次の論考を手がかりとして —

藤川和俊(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科)

○緒言

現代の学校体育においては、運動技術が指導内容に位置づけられており、運動技能の習得が学習成果として期待されている。しかしながら、なぜ運動技能を習得するのかということや、その習得のあり方については必ずしも明確にされているとはいえない。このような現代の問題について考察するうえで、なぜ「技術」習得が学校体育に定着していったのかを歴史的に明らかにすることは意義があると思われる。

先行研究によれば、1913(大正 2)年及び 1926 年改正の「学校体操教授要目」(以下要目)において、「技術の末」に走ることが戒められていたにもかかわらず、1920・30 年代の体操科授業は「技術」習得の追求に終始していたとされる¹²⁾。また、その要因として、「技術」習得には「児童・生徒に教師を尊敬させること、運動への興味を高めること、そして授業の成果を明確に示すことといった」³⁾授業の円滑な展開を保証する有用性が存在していたことが指摘されている。

1936 年になると、要目に「人格を陶冶する」という文言が登場し、体操科授業は人格陶冶にいかに関与するかという方向へ向かっていく。このような時代にあつて、二宮文右衛門は、篠原助市の理論に依拠し、「技術」習得が「人格の完成」に関与すると考えるようになったとされる⁴⁾。篠崎謙次も、1936・37(昭和 11・12)年に、「篠原の『自然の理性化』という命題に論拠を」おき、「体育の理想とする人格陶冶はいかにして可能か」を問題にしていたという。そして、「技術は人格的意味を内在」するとして、「人格陶冶の根本的契機としての技術(=堪能)を力説している」⁵⁾とされる。ここから、篠崎も二宮と同様、篠原の理論を基盤として「技術」習得が人格陶冶に関与すると考えていたことがわかる。

以上の指摘は、1936 年頃を境とし、体操科における「技術」習得の価値づけが、授業の円滑な展開を保証するという二義的なものから、人格陶冶という要目上の目標に直結するものへと高まったことを示唆している。このことは、「技術」習得が体操科授業により深く定着していく契機になったと考えられる。しかしながら、従来の研究は、日本ファシズム体育思想という視点から篠崎の論考を検討しており、直接的に「技術」習得による人格陶冶について明らかにしたものではない。「技術」習得の定着要因について解明するためには、人格陶冶に関与する「技術」習得の考え方が実践理論としてどのように具体化され、現場に浸透していったのかを明らかにする必要がある。

そこで本発表では、篠崎謙次の論考にあたり、篠崎が人格陶冶に関与する「技術」習得についてどのように考えていたのかを検討、考察する。篠崎は、「技術」習得と人格陶冶とを結びつけただけではなく、「従来の体育には人格陶冶という視点が欠如していると批判」⁶⁾していた人物と評価されていることから、実践を念頭におきながら「技術」習得について論じていたと考えられる。つまり、人格陶冶に関与する「技術」習得について、実践理論への具体化という視点から検討するうえで重要な人物といえる。

史料については、篠崎が 1936 年以降に発表した雑誌論文を使用する。使用する雑誌は、第一に、先行研究でも用いられていた『体育と競技』である。この雑誌は、「大正 11 年(1922)3 月、

東京高等師範学校内に大日本体育学会が設立され、『学校体育指導者を対象とする専門誌』として創刊された」体育雑誌であり、「学校体育、課外遊戯・競技の先駆として、学校体育の現場教員だけでなく、体操科教員検定の好参考書として流布された」⁷⁾と評価されている。また、「発行部数実に一万と号して教育雑誌中の最大記録である」⁸⁾とされており、当時最も影響力のある体育雑誌であったと考えられる。第二に、新出の史料として、『小学校体育』を使用する。この雑誌は、1936年10月に成美堂によって創刊され、「執筆者及び賛助員」には二宮文右衛門、野口源三郎、岩原拓、森秀、宮田覚造など、要目改正委員として当時の体育界を牽引した人物が含まれている。したがって、体操科授業に少なからず影響力を及ぼしていたと考えられる。また、創刊の意図として、「実践の問題を解決する為に、特に研究範囲を小学校に限り、専ら児童体育にその対象を置き、最も具体的にして而も現代人の要求に適合する全然新しき指導体系を以て雑誌『小学校体育』を刊行することになった」⁹⁾と記されているように、実践に焦点をあてた雑誌であるといえる。つまり、当時の体操科における実践理論について検討するうえで有効な史料と考えられる。

以上を踏まえ、本発表では以下の手順で検討を進める。第一に、篠崎がなぜ「技術」習得に注目したのか、その根拠を明らかにする。第二に、篠崎がどのようにして「技術」習得による人格陶冶が可能になると考えていたのかを明らかにする。第三に、篠崎が自身の「技術」習得に対する考え方を実践理論としてどのように具体化したのかを明らかにする。これらの課題を解明することにより、「技術」習得が定着していった要因の一端を明らかにすることができると考えられる。なお、本発表では、史料引用の際、旧仮名遣いを新仮名遣いに改めた。

○発表の概要

はじめに

- 1・ 篠崎謙次の略歴
- 2・ 「技術」習得への注目とその根拠
- 3・ 人格陶冶に寄与する「技術」習得の考え方
- 4・ 実践理論への具体化

おわりに

引用文献

-
- 1) 井上一男『学校体育制度史』増補版、大修館書店、1970年、80-109ページ。
 - 2) 岸野雄三・竹之下休蔵『近代日本学校体育史』日本図書センター、1983年、146ページ。
 - 3) 藤川和俊「1920-30年代の体操科授業における『技術』習得の定着要因―大谷武一と二宮文右衛門の著書を手がかりとして―」『体育史研究』第32号、10ページ。
 - 4) 同上、10ページ。
 - 5) 入江克己『日本ファシズム下の体育思想』不昧堂出版、1986年、154ページ。
 - 6) 同上、154-155ページ。
 - 7) 今村嘉雄・宮畑虎彦『新修体育大辞典』不昧堂出版、1976年、916ページ。
 - 8) 真行寺朗生・吉原藤助『近代日本體育史』日本體育學會、1928年、380ページ。
 - 9) 「発刊の辞」『小学校体育』第1巻第1号、1936年、1ページ。

1972 年第 11 回オリンピック冬季競技大会の立候補都市バンフ（カナダ）における 競技場の建設と自然保護をめぐる議論 ・ IOC と CODA および COA との往復書簡の検討を中心に ・

石塚創也（中京大学大学院）・來田享子（中京大学）

はじめに

1972 年第 11 回オリンピック冬季競技大会には、札幌、カナダのバンフ、フィンランドのラハティ、およびアメリカのソルトレーク・シティの 4 都市が開催権獲得を目指し立候補した。このうち札幌とバンフでは、競技場の建設と自然保護をめぐる議論が行われた (Addkinson-Simmons, 1996)。この背景には、1960 年代以降、特に欧米において環境問題が認識されるようになったことが挙げられる (鬼頭, 2009)。日本の場合、1971 年に環境庁が設置されるなど、住民の生活環境の改善や生物多様性の確保という倫理的問題を善処するために環境問題への対策が本格化された (飯島, 1993)。

札幌における議論について、石塚 (2015) は、IOC 理事会と IOC 総会の議事録および IOC と札幌大会組織委員会との往復書簡の検討から、1) IOC 会長は、北海道自然保護協会理事長による滑降競技会場の移転要請が大会開催に影響することを懸念し、これを考慮すべきかどうかを札幌大会組織委員会に書簡を通じて問い合わせたこと、2) 札幌大会組織委員会は、北海道自然保護協会理事長と折衝し、滑降競技会場を仮設とする妥協案を受け入れることによって会場移転を避けたこと、3) IOC 理事会および総会では滑降競技会場の移転要請に関する一連の動向を取り扱っていなかったこと、4) IOC 会長およびその他の IOC 委員は、バンフの立候補に際し自然保護論者による抗議行動が起きたことを判断材料としてバンフでの開催を回避したこと、の 4 点を指摘している。

一方、上記のバンフにおける自然保護をめぐる議論について、Williams (2011) は、IOC 総会議事録の検討、バンフの招致委員会に該当するカナダオリンピック開発協会 (CODA) およびカナダの国内オリンピック委員会 (NOC) であるカナダオリンピック協会 (COA) の関連史料の検討、当時の関係者への聞き取り調査、および国内の新聞報道の検討から、1) IOC 会長は環境保護団体や自然保護論者からバンフの競技場建設に対する抗議を受けたことに懸念していたこと、2) IOC 会長は 1) をカナダの IOC 委員に知らせたこと、3) CODA 会長とカナダの IOC 委員は IOC 会長が受けた抗議の内容に反論したこと、の 3 点を指摘している。また、Field (2010) は、IOC 会長が COA 会長に宛てた書簡の検討から、IOC 会長が 1) カナダの市民や団体から送られたバンフでの開催に抗議する非常に多くの書簡を受信したとみられること、2) 1) の内容を COA 会長に書簡を通じて知らせたこと、の 2 点を指摘している。

以上の研究成果に基づけば、札幌に関する先行研究では、IOC と国内スポーツ関連組織（札幌大会組織委員会）の間でなされた議論の内容が明らかにされているが、バンフに関する同種の議論の内容は明らかになっていない。したがって、これを明らかにすることにより、バンフにおける競技場の建設と自然保護をめぐる議論の補完はもとより、バンフにおける議論と札幌における議論を比較しながら、当時の IOC の環境問題に対する見解および具体的な対応を解明することが可能になる。

そこで本研究では、バンフにおける競技場の建設と自然保護をめぐる IOC 会長と CODA 会長

および COA 会長との議論を明らかにすることを目的とする。本研究では、1965 年から 1966 年に交わされた IOC 会長と CODA 会長および COA 会長との往復書簡 (Avery Brundage Collection Microfilm, 1908-1975” の Box. 64 および Box.190) を史料として用いる。

IOC 会長と CODA 会長および COA 会長との往復書簡の検討

CODA 会長は、主に 1) 大会開催によるバンフ国立公園に訪れる人々の増加が自然環境に悪影響を与えると考えるのは論理的ではないこと、2) 協議によって環境保護団体や自然保護論者の主張が妥当なものではないことをそれらに納得させようとしていること、の主に 2 点を IOC 会長に知らせた。また、COA 会長は、主に 1) 大会の開催を予定している地域は既に競技設備の一部が存在し、かつこれまでの開発は国立公園の政策と一致していること、2) 競技場建設地の選択にあたって複数の候補地の調査が行われ、バンフ国立公園の自然環境へ配慮は十分であること、3) 大会後の利用をも視野に入れていること、4) バンフの立候補への抗議は少数意見であり、カナダ政府はバンフ立候補を支持していること、5) 自然保護論者には自然環境への悪影響をあまりにも誇張する意図が見受けられること、6) バンフ以外の立候補都市も国立公園を使用する計画を提示しているにもかかわらず IOC はそれを黙認していること、の 6 点を IOC 会長に対して主張した。

上記書簡を受け、IOC 会長は CODA および COA による抗議への対応に理解を示す旨を COA 会長に返信した。ところがその後再び IOC 会長は環境保護団体および自然保護論者からの抗議の書簡を受けただけでなく、IOC 会長から CODA 会長への知らせによれば、環境保護団体および自然保護論者による抗議は全ての IOC 委員に送られたとされていた。そのため IOC 会長は、IOC 理事会および総会でこれらの一連の抗議行動について報告することを COA 会長に通知するに至っていた。これに対し COA 会長は、一連の抗議行動の存在を認めた上で、カナダ政府が調査の結果に基づき立候補を支持していることを強調した。

まとめ

バンフの競技場の建設と自然保護めぐる議論は、CODA および COA と環境保護団体および自然保護論者との間や、IOC 会長や IOC 理事会・総会と CODA 会長および COA 会長の間で行われていた。このことから、環境保護団体や自然保護論者によるバンフの立候補に対する抗議の存在は、札幌における議論とは異なり、IOC 内部に認識されていたといえる。この背景には、1) 環境保護団体や自然保護論者による IOC 会長や IOC 委員に対する書簡を通じての直接の抗議行動が存在したこと、2) バンフ立候補に対する抗議行動への CODA および COA による対応は IOC に対する抗議行動の拡大への IOC 会長の懸念を払拭するものではなかったこと、があった。IOC 会長が IOC 理事会および総会でこの問題を公にすることになった理由は、カナダ側の 2 つの組織の対応に問題があると判断せざるを得なかったためであった。すなわち、COA 会長は抗議行動を少数意見と捉え、カナダ政府の立候補支持を前面に押し出し反論した。また、CODA 会長は環境保護団体や自然保護論者との議論の場を設定したものの、それは抗議を行った側の主張の妥当性を否定し、CODA の主張を納得させようとするためのものであった。本研究の検討内容を札幌の事例と比較した場合、IOC がバンフでの開催を回避しようとした要因は、自然保護問題を重視したというよりは、政府を後ろ盾にしながら「少数意見」を圧殺するようなバンフ側の状況を問題視したものであったとみることができた。一方、札幌の事例では、組織委員会が自然保護を求める側と折衝して妥協案を探るなど、これとは異なる状況があった。

2015 年度 体育史学会 第 4 回学会大会
プログラム・発表抄録集

2015 年 5 月 1 日 印刷

2015 年 5 月 1 日 発行

発行者 大熊廣明

発行所 体育史学会

〒470-0393 愛知県豊田市貝津町床立 101

中京大学スポーツ科学部 來田享子研究室内

Fax : 0565 (46) 6568

taiikushi_office@taiikushi.org

印刷所 株式会社コムラ

〒501-2517 岐阜県岐阜市三輪ぷりんとぴあ 3

Tel : 058-229-5858 (9 : 00-17 : 30)